

1 開催日時 平成 28 年 5 月 20 日（金）10：00～11：10

2 開催場所 富山県庁 4 階大会議室

### 3 出席者

#### (1) 富山県都市計画審議会出席委員

- |              |                       |
|--------------|-----------------------|
| ・弁護士         | 細川俊彦                  |
| ・富山県建築士会理事   | 小見美由紀                 |
| ・富山県立大学教授    | 川上智規                  |
| ・金沢大学教授      | 高山純一                  |
| ・県議会議員       | 笠井和広                  |
| ・富山県市長会会長代理  | 土肥 榮（事務局長）            |
| ・富山県市議会議長会会長 | 市田龍一                  |
| ・北陸農政局長代理    | 石橋正之（農村計画課長）          |
| ・北陸地方整備局長代理  | 堀 尚紀（富山河川国道事務所副所長）    |
| ・中部経済産業局長代理  | 新川幸嗣（地域振興課長）          |
| ・北陸信越運輸局長代理  | 山岸忠政（富山運輸支局首席運輸企画専門官） |
| ・富山県警察本部長代理  | 中田 聡（交通規制課長）          |

#### (2) 事務局

- |               |       |
|---------------|-------|
| ・富山県土木部都市計画課長 | 長谷川 尚 |
|---------------|-------|

### 4 配布資料

- ・次第
- ・配席図
- ・名簿
- ・条例等規程
- ・富山県都市計画審議会議案書
- ・参考資料

### 5 議 事

#### (議 案)

議案第 1 号 大沢野都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、大山都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに八尾都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

#### (報告事項)

富山高岡広域都市計画区域区分の変更に関する公聴会の開催について

(司 会)

それでは皆さんおそろいようですので、これより会議を始めさせていただきます。私、司会をつとめさせていただきます都市計画課の佐度と申します。どうぞよろしくお願いいたします。まず開会に先立ちまして、本審議会の定足数について申し上げます。委員定数 22 名でございますが、本日 12 名のご出席をいただいております。内訳は委員 9 名、臨時委員 3 名ということで 12 名のご出席です。22 名のうちの半数以上でございますので本日の審議会は有効に成立しているということをご報告いたします。

次に、本審議会の委員に交替がございましたので、ここでご紹介させていただきます。富山県市議会議長会長でございますけれども、有澤守様に代わりまして市田龍一様に新たに委員としてご就任していただいておりますことをご報告申し上げます。よろしくお願いいたします。

次に会長の選出でございます。会長につきましては選出いたしましてから任期が 2 年となっております。今回 2 年の任期が終了したところでございますので、本日は審議に入る前に会長の選出をお願いしたいと存じます。事務局で進めさせていただきますが、会長の選出等に関する規定につきましてご説明いたします。お手元に配布しております資料の中に、富山県都市計画審議会の条例というものがございます。その第 4 条第 2 項でございますが「会長は、学識経験のある者である委員のうちから委員が選挙する」と規定されております。それに基づく当審議会の運営要綱第 2 条の規定によりまして、会長の任期につきましては 2 年、ただし再任させることができるようになってございます。会長の選出につきまして、どなたかご意見がございますか。

(委 員)

よろしいでしょうか。細川委員には以前も会長を務めていただいていたので、今回も是非細川委員をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(司 会)

只今、細川委員をお願いしてはどうかというご意見がございましたが、ご異議等ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

(司 会)

よろしいでしょうか。それでは細川委員には会長就任をお願いいたしたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

(会 長)

細川です。よろしくお願いいたします。

(司 会)

それでは会長の選出が終わりましたので、引き続き審議会の方に移りたいと存じます。細川会長には会長席へご移動いただきますようお願いいたします。

それでは次に配付資料の確認をさせていただきます。お手元の方に配ってございますけれども、その中に本日の会議次第、配席図、審議会委員名簿、都市計画審議会議案書ということで議案第1号というものがございます。それから条例等の規程といたしまして、富山県都市計画審議会条例、富山県都市計画審議会運営要綱、富山県都市計画審議会の公開に関する取扱要領というものがございます。配布漏れありましたらお申し付けいただきたいのですが、よろしいでしょうか。

次に、今審議会の公開についてご説明させていただきます。只今の資料の中にも都市計画審議会の公開に関する取扱要領がございしますが、本審議会については原則公開といたしておりますので、報道機関の方、傍聴の方にも公開することになっております。但し、個人情報保護や本審議会の公正・円滑な議事の確保等の観点から一定の事項につきましては会長が本審議会に諮って非公開とすることができるといったような規定もございします。それから本審議会の審議結果及び議事録につきましては、審議会終了後に県のホームページに掲載させていただく予定としてございます。それでは議事の進行につきましては、細川会長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

## 1 開会

(会 長)

只今から第170回富山県都市計画審議会を開会いたします。審議に先立ちまして一言ご挨拶申し上げます。さわやかな初夏の日々が続いております。皆様お仕事に、また行楽にお忙しい中、今日おいでいただいたことを感謝申し上げます。

もし、この審議会が沖縄でありますならば爽やかな五月晴れと申しあげたかったのです。五月晴れというのは梅雨の間の晴れた日。ところが残念ながらまだ富山は梅雨入りしておりません。そこで空を見上げて、では日本晴れと申しあげたかったのですが、日本晴れというのは雲一点なき晴れた日のことをいうので、それも当てはまらない。それでさわやかな初夏の日に落ち着いたわけです。ご容赦ください。ついでながら、この日本晴れというのは調べてみますと、高岡に日本晴という酒造メーカーがあって日本晴というお酒があったようですが既に廃業。もう1つ大分県にもあったようですが、この地震とは関係なくこれも廃業ということ。日本晴れも遠いのだなと改めて思いました。

それでは本題に入りますが、まずは本審議会の運営要綱第4条第2項の規定によりまして、私から議事録署名人を指名させていただきたいと思っております。小見美由紀委員さんと川上智規委員さんをお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

本日は都市計画法に基づいて、知事から審議会に付議された一議題について

ご審議いただきます。その後1件の報告事項がございます。議案第1号、これについて事務局から説明をお願いします。

## 2 議事

(事務局)

おはようございます。富山県の都市計画課長の長谷川と申します。本日は委員の皆様方お忙しい中、ご出席を賜り感謝申し上げます。また細川会長におかれましては富山県都市計画審議会の会長として引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

本日は議案が1件、それから報告事項が1件ございます。議案につきましては富山市南部の大沢野、大山、八尾、それと婦中町の一部につきまして、都市計画の基本的な方向を定める、いわゆる区域マスタープランの議案でございます。もう1件、報告事項につきましては、富山高岡広域都市計画区域の区域区分の変更ということで、いわゆる線引きでございますが、市街化調整区域から市街化区域へ変更、編入をするという案件につきまして県の方で原案を策定いたしました。今後公聴会を開催して手続きを進めるということを予定していますので、このあたりのご報告を申し上げたいというものでございます。以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

### 議案第1号 大沢野都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、大山都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに八尾都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

(事務局から議案第1号について説明)

(会 長)

ただいまの議案について、ご質問、ご意見を賜りたいと存じます。

(委 員)

今ほど丁重な説明ありがとうございました。富山市といたしましては平成17年に合併し、昨年10周年を迎えまして記念式典をやらせていただきました。そういう中で、一体感の醸成も高まってきました。10年経過する中で、やはり大沢野、大山、八尾、各旧町村がバラバラに都市計画を進めるよりも、新市になって合併し、ルールづくりが必要な中で、今回、富山南都市計画区域を急ぐということについては非常に望ましいのだろうとに思っています。そこで、この4町を婦中町の一部も含めて再編する中で、4町を1つにすることで大きく変わったところ、何かメリットがあるのでしょうか。

(会 長)

そこは事務局から説明していただきたいのです。今までもそれぞれの都市計画があったらと思うのですが、これを1つにすることでどう変わるのかという視点から説明していただけますか。

(委 員)

説明の中で、線引きがないというようなことと、区域を定めないということもありましたが、私は反対しているのではなくて、1つにすることは歓迎しています。そうなっていくと、将来的には富山県さんと協議しながら、富山高岡広域都市計画区域というものの1つに編入されていくことも期待してよろしいのでしょうか。

(事務局)

今のご質問にお答えしたいと思います。まず、これまで大沢野、八尾、大山それぞれで都市計画区域が定められておりました。当然それぞれの都市計画区域で、その中の市街地あるいは周辺の農地の保存というものをどうするかという枠組みで決められてきたわけですが、行政区域が一体となったということで、その一体化というようなところも課題になってくるかと思います。今回、都市計画区域を1つにしたということで、たとえば都市施設の方針として、それぞれの都市間の連携を図るような施設を検討していくといったような、それぞれの連携ということを表に出しているというところが、今回1つにしたものとこれまでバラバラだったものとの違いであろうかと思えます。

もう1つ、ご質問の中で将来的には富山高岡広域都市計画区域と一体的になるのかどうかということですが、今現在の地域の状況を見ますと、大沢野、八尾あるいは大山といったところと富山市の中心部の市街地とでは、傾向や状況はまだまだ少し差があるような気がしています。

従来のもので規制や、考え方の答申ということもありますので、当面は今回のように3つの都市計画区域を統合していこうということで考えております。これは先ほどもご説明しました通り、まちづくり小委員会の方でも方針として当面はこういった形が良いのではないかと出されております。最初のステップということになるかと思いますが、まず今回はそれに基づいて決めさせていただきます。

この後またしばらく様子を見る事になるかと思いますが、それが10年20年、あるいは30年先になるのかわかりませんが、情勢の変化を見ながら長期的な視点に立って考えていくことになるだろうということで、今現在考えています。当面の1つの区切りということで都市計画区域を再編させていただきます。今回のマスタープランを策定しているところでございます。

(委 員)

ありがとうございます。それこそ富山市は、公共交通を軸とした拠点集中型のコンパクトな街づくりということが低炭素社会に合致していると、日本、そ

して世界から非常に高い評価を受けています。このような中で、やはり薄く広く広まるのがこれからの人口減少社会では非常に大きな負担になるということで、連携する1つのステップとして都市計画区域を1つにして、次のステップに向けて10年になるのか20年になるのか、また検証していくこととなりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(会 長)

他にご意見ございませぬか。

(委 員)

先日資料をいただいたところですが、前々からこの話は聞いておりまして、富山市さんのいろいろな経過もある中で、ここまで土台を出していただいたので全く異議はありません。むしろ推進すべきだと思ひています。ただ公共交通の面で大沢野、大山、八尾の行政地域周辺を考えると、公共交通の推進、促進についても書かれていますけれども、当審議会もしくは都市計画課さんがどのように関わっていくものなのでしょう。要は、全く前に進んでいないような気がしてならないのです。駅周辺のところは良いけれども、そこからちょっと離れたところの公共交通の脆弱さというのは生活者の視点から見ると、非常に問題であるということはかなり前から指摘していますし、県の経営企画委員会の中でも指摘されています。しかしながら、全く進んでいないのが現状です。特に南部の方で新しく編入される地域もそうですが、既存の住宅団地や、交通アクセスの全くないところ、車がなければ生活できないところが沢山まだ出てきます。そういった意味で、富山市さんは住民の40%を市街地に集中して、コンパクトな街づくりと言われるのですけれど、そこまで移ることが出来ない居住者がいるわけ。その方達に遅々として進まない公共交通行政について都市計画課さんやこの審議会はどのように関わっていけばよろしいか、お答えをいただきたいのです。

(会 長)

お願ひします。

(事務局)

委員のご質問は非常に高度なご質問でございまして、先ほども、この都市計画区域マスタープランは基本的な都市計画の方針であるということでご説明しましたが、大きく分けると土地利用、都市施設、市街地開発事業に代表されます具体の事業の3つになろうかと思ひます。委員のご指摘の交通弱者といひますか、薄く広く広がっている、たとえば富山南都市計画化区域の皆様の足をどう支えるかという観点につきましては、都市計画では、土地利用、あるいは都市施設、道路等において方針を定めて具体の事業なり、あるいは土地利用の整序、キーワードとするとコンパクトプラスネットワークということになろうかと思ひますが、そのような側面でも都市計画を進めることになるかと思ひます。

それから公共交通、特に交通弱者に対する足の確保の観点では、県では地域交通ビジョンというものを策定しております。他部局ではございますが、そちらの方で県の進め方については主体的に担っていくということで仕分をしております。都市計画の方では主にコンパクトプラスネットワークという観点で土地利用と都市施設の方向で地域交通ビジョン等を踏まえながら、県民の皆様の健全かつ安全な生活を支えるような都市計画を進めていくという考え方になるかと思っております。漠としたご説明で申し訳ございませんが、マスタープランは基本的な方針ですので、局地的なものは個別の都市計画の方で富山市さんと連携しながら進めて行くということになるかと思っております。

(委 員)

本題からちょっとずれたような話になるのですが、ここで計画をきっちり出されているものですから、その辺はしっかり取り組んでください。経済効果の薄い事業にはなりますが、お金のかかる話ですから、審議会でもあがってきている以上、我々もしっかり提言していきたいと思っています。

(会 長)

漠然とした話ではありますけども、これが方針ですから、これを出発点として具体化し、進んでいく時の方向付けがだいたいわかってくるわけですね。

(委 員)

交通ビジョンはかなり明確にはきているのですが、まだはっきり言って絵に描いた餅の状態であります。地域の状況はもっと逼迫しています。

(会 長)

他に委員の皆様、ご意見ありませんか。

(委 員)

基本的にはこれで良いと思うのですが、正解がなく、非常に難しいものです。県というのはどうしても広域的な調整の役割を担うというのが一義的な役目だと思うのです。個々の都市計画の事業等については個別の市町村が具体的に進めていけばいいのですが、ただ、その時に関連する自治体間での調整をどうするのかという問題が生じます。道路を例にとれば、特に県道、国道の場合は市町村をまたいでつながっているわけで、そういうものをどのように配置をして進めていくのかということ。富山県の場合は、道路についてこれまで非常に立派に整備されていますから、道路に対する要望はほとんどないと思うのです。ただ、ご意見のあった公共交通をどうするかという話とか、あるいは商環境をどうするかということ、あるいは、もっと言うと熊本で大きな地震がありましたけれど、そのようなことが万が一北陸であった時にどうするか。あるいは、もっと言うと地震と他の災害が複合的に起きた時にどうするか。都市計画のマスタープランの中では、景観の問題とか防災の問題とか、今都市施設の話があ

りましたけれども、それ以外にもきちんと決めないといけないことがたくさんあるのです。そういうものをどうやっていくか考える時に、地域間のバランスをきちんと考えるべきだろうと思うのですが、なかなかその役割を担うにあたって、県が昔と違ってどうも力がなくなったのかどうかわかりませんが、傍から見てみると少し弱腰なのかなという気がします。県の役割は、あくまでも全体を見てきちんと調整をすること、広域調整することが一義的だと私は思っています。是非その辺を肝に銘じて、都市計画行政を進めていただければと思います。

(会 長)

他にご意見ございませんか。それでは議案1号については原案通りとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

(会 長)

異議がないようですので、議案1号は原案通りと議決いたしました。続きまして報告事項について事務局から説明をお願いします。

#### 富山高岡広域都市計画区域区分の変更に関する公聴会の開催について

(事務局から報告事項について説明)

(会 長)

只今の報告事項についてご質問はございませんか。

(委 員)

1つよろしいですか。はじめて変更の原案を見るのですが、それぞれの市街化調整区域から市街化区域への編入の理由を見ると、そこそこ妥当な理由かなと思うのです。ただ世の中、ある意味まさにここに書いてある集約型都市構造へ地域を集約していく中で、これだけ多くの面積を市街化区域に編入するということは、ここに新たな開発が必ず起きるわけです。

コンパクトな街づくりと片方で掲げておきながら、一方でこういうザルとは言いませんが、市街化区域を拡大すれば、必ずこちらへ住宅なり、工場なり、いろんな物流施設なりが必ず起こってくるわけですね。この場所が妥当であれば、逆に言えば妥当でない箇所が必ず他には今まであるわけです。言ってみれば市街化区域であるけれども、開発が予定ほど進んでない地区。あるいは土地区画整理事業を進めたけれど、半分も住宅が埋まってないとか。そういうところがたくさんあるわけです。是非そういうところの逆線引きの見直しをやるようなこともセットで考えていかないと、集約型にはならないのではないかと思います。



(会 長)

今のご意見に対して事務局の方から何かありますか。

(事務局)

今ほどの先生のご意見はもっともな部分があると考えております。今回の変更につきましては、概ね2年3年程前から関係する市町村との意見交換を繰り返しながら調整を進めてきたところをごさいます。その中でいろいろ現行の市街化区域の中の状況も含めてどうなっているのかの調整をしてきたところをごさいます。そういった中で、今回、原案を作成したところをごさいます。こういった今ほどの先生のご指摘も踏まえまして、次回の都市計画審議会でのあたりも含めて説明させていただきたいと思っております。

(会 長)

今、逆線引きということを言われましたね。理屈としては私もよくわかるのですが、逆線引きは現実的にはあるのですか。

(委 員)

富山県ではわかりませんが、もちろんありますよ。

(事務局)

過去、数は少ないですが、富山県でもあることはあります。

(会 長)

逆線引きに対しては住民からの抵抗も大きいように思われますが。

(委 員)

当然出てきます。住民はどうしても田んぼなり畑なり売りたいという素直な気持ちがありますので、そういう意味では当然売れるような状況から逆線引きして調整区域になれば直接的には売れなくなります。当然反対も出てきます。

(会 長)

そうすると市街化区域に入れたら、まず戻ることは難しいということになってきますね。

(委 員)

本来はそうです。だから行政は非常に困るのです。

(事務局)

会長や先生がおっしゃる逆線引きというのは、確かに理論上は正解なのですが、この線引き制度というものは線引きを取るか取らないかで、ほとんどオールオアナッシングのような、線引きを取るとものすごく強い規制になる

という極端な二者択一制度であるという法の背景があります。国の方でも土地利用線引きについて過去数年前から検討されていますが、なかなか正解が出てこない状況であり、現在は立地適正化計画という方向で、先ほど申しあげましたコンパクトプラスネットワーク、集約型都市構造を目指すという方向に舵を切っております。現在の市街化区域を逆線引きで縮退させるのではなくて、市街化区域の中でも集約するところのプライオリティをつけるという形の計画を作って、その計画に基づいて都市計画を進めるという方向に舵を切りつつあります。

確かに逆線引きをして、強制的に択一的に開発するところ、しないところという形で過去は進めてまいりましたけれども、今度は縮退の世の中で立地適正化計画を進めて、整地を図るという方向性が1つございます。これが全てを解決するというわけではございませんけれども、そういった施策を進めながら集約型の都市構造を目指しているということでございます。

個別の場所につきましては、また次回にご説明申しあげますけれども、基本的な考え方、線引き制度自体が非常に先ほど申しましたように強制的で二者択一型で強いものであるということで、基本的には住民の皆さんのご理解ということがベースにございますので、そこら辺の進め方を県も市町村も悩みながら進めているところであります。

(会 長)

こういう市街化区域を増やしていくと別の地域の空洞化が進むというのは当然ですね。

(事務局)

たとえばいたずらに増やすというのではなくて、先ほど委員がおっしゃったように、区画整理をしてインフラが進んだのに宅地化が進んでいないという所も確かにございます。そういったところにつきましては、その近辺の市街化区域の拡大については市町村にお話しして控えていただいているというところであります。

たとえば市街化調整区域から市街化区域に入れようとする原案の中で一番わかりやすいのは、たとえば一番右側にあります東富山駅地区かもしれません。こちらにはあいの風とやま鉄道の駅があるということで、富山市さんの進めておられるお団子と串の都市構造を目指す。おそらく私共の理解の中では土地利用はオールオアナッシングではなくて、たとえば広く敷地を構えて戸建ての住宅で生活をしたいというニーズは確実にございます。ただそれも、どこに住んでも良いというわけではなくて、駅周辺に、将来車に頼らなくても生活できるようにと富山市さんはお考えになっています。東富山駅地区であれば駅の西側だけではなくて東側の限られた区域に住む。遠く離れてはコンパクトシティではございませんので、そういったところに集約していくことで、いろんなニーズに対する提供ということを片方で考えながら、みんなが中心市街地にマンションに住めばいいというニーズだけではないと思いますので、多様な選択肢

もお示ししながら集約型の都市構造を目指すというような、ソフトランディングではございませんが、そういう方策だと私共は理解しております。今回、主に居住系になろうかと思いますが、東富山駅地区や呉羽駅地区の北側につきましても、原案を作りまして公聴会をしたいと考えているところです。

(委員)

今、東富山駅地区のことが出ましたので、ここは進んで自ら都市計画課が提案されたのですか。あるいはどこかからお願いされたのですか。

(事務局)

基本はまちづくりの主役は市町村でございますので、市町村の中でいろいろお考えになって案を作られて、県の方に協議が挙がった中から今回の案をとりあげております。平成26年度に26カ所で500数十ヘクタールの3市の要望がございましたが、今回そういった意味でいろいろ調整させていただいて、16カ所、360ヘクタールほどになっています。

(委員)

東富山は利害関係が強く出てきているところなので慎重に進めてください。

(事務局)

ただもう1つ言い忘れましたが、市町村の方から2年ほど前にいただいた26カ所の要望の中で、港湾の部分は埋め立て地が主なので入ってございません。

(委員)

東富山には富山東高校や済生会病院、スポーツ施設等があり、地域住民が多く利用するエリアです。そして、東富山駅舎の東西の自由通路については、30年近くに渡り要望活動しておりますが、遅々として進まない状況にあります。今説明ありましたように、富山市の拠点集中型のコンパクトなまちづくり、これは中心市街地の600ヘクタールに人口を移そうということも1つにはあるのですが、それに加えて、駅を中心とした拠点集中型のコンパクトなまちづくりとして、東富山駅、呉羽駅など鉄道企業を中心に住居を集約することが観点となっています。富山市の場合、住宅補助金等をメニューに入れるなど、こういったことを広域的に考えながら、今回東富山の31.1ヘクタールを編入したいと思う次第です。

(会長)

わかりました。他にご質問ございませんか。

(委員)

会長。冒頭に言いましたように個別の案件に対して云々ということをおは全く言うつもりはないです。どれも適正な理由だと思っておりますが、ただこ

うやっていくとどんどん広がっていくので、いかがなものかということをおは  
言いたかったということをお最後に付け加えたいと思います。

(会 長)

なかなか二律背反の面があつて難しいですね。他にはご意見ございませんか。  
ないようでしたら、この報告事項は終わりたいと思います。

### 3 閉会

(会 長)

事務局から委員の皆様あてにご連絡事項ございますか。

(事務局)

特にございません。

(会 長)

それでは、これをもちまして第 170 回富山県都市計画審議会を終了いたしま  
す。本日は皆様活発なご議論ありがとうございました。

(司 会)

どうもありがとうございました。それでは、これにて閉会となりましたので、  
お忘れ物のないようによろしくお願いいたします。

平成 28 年 5 月 20 日

富山県都市計画審議会会長 細 川 俊 彦

議事録署名人

富山県都市計画審議会委員 小 見 美由紀

富山県都市計画審議会委員 川 上 智 規